

ふれあい型食事サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 市内に居住するひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯、ねたきり高齢者、障がい者等を対象にふれあい型食事サービス事業「以下、本事業という。）」を実施し、対象者の安否確認や地域住民の交流等総合的な地域福祉活動を実践することにより、住み慣れた地域で安心して暮らしていける環境の構築を醸成することを目的とする。

(事業主体)

第2条 この事業の事業主体は、鳥取市社会福祉協議会（以下、市社協という。）とする。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、地区社会福祉協議会等（以下、地区社協という。）とする。

2 上記に定めるものの他、第1条に掲げる目的に賛同する団体並びに地域住民の主体的な協力を得るものとする。

- (1) 民生児童委員協議会 老人クラブ 婦人会 他
- (2) 行政機関 保健所 公民館 他
- (3) 地域住民（ボランティア）

(役割分担)

第4条 本事業に係る分担は下記のとおりとする。

1 市社協

- (1) 本事業に係る経費について、予算の範囲内において一部負担する。
- (2) 本事業実施に必要な情報を地区社協に提供する。

2 地区社協

- (1) 公民館や集会所など公共施設等で食事を作り、対象者に提供する。
- (2) 本事業に係る経費を、一部負担する。
- (3) 上記に携わる各種団体及び地域住民（ボランティア）の育成及びその連絡調整を行う。

3 地域住民

- (1) 調理ボランティア及び配達ボランティアとして、本事業に協力する。
- (2) 調理ボランティアは、衛生等に注意し食事を提供する。
- (3) 配達ボランティアは、食事を配達するとともに、対象者から相談等を受けた場合には、地区社協に報告する。

(対象者)

第5条 鳥取市内に居住し、下記事項に該当する者とする。

- (1) ひとり暮らし高齢者、ねたきり高齢者、高齢者世帯、障がい者世帯 等
- (2) 地区社協会長が特に必要と認めた者。

2 本事業対象者の自己負担額は、原則、一食 200 円とするが、地域からの物品寄付、寄付金等をもって自己負担額に充てることもできる。

(助成金)

第 6 条 本事業に係る助成金を受けようとするものは、下記の手続きを経るものとする。

- (1) 地区社協会長は、事業助成金申請書（様式 1）及び必要書類（様式 2-1～2-3）を添えて市社協会長に提出するものとする。
- (2) 申請を受けた市社協会長は、助成金額を決定し、地区社協会長に事業助成金交付決定通知を送付するものとする。
- (3) 市社協会長から本事業助成金交付決定通知を受けた地区社協会長は、市社協会長に本事業助成金請求書（様式 3）を提出するものとする。
- (4) 請求を受けた市社協会長は、支払通知を地区社協会長に送付し、本事業助成金を交付するものとする。
- (5) 助成金の交付を受けた地区社協等会長は、年度終了後に本事業助成金報告書（様式 4）及び必要書類（様式 5-1～5-3）を添えて市社協会長に提出するものとする。

(補則)

第 7 条 市社協は本事業に協力するボランティアの事故に備え、「鳥取市社会奉仕活動等補償制度」に加入する。

2 その他必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

